

② 保険料の軽減・減免について

所得が少ないなどの理由で、保険料が軽減・減免される場合があります。軽減については申請は不要ですが、減免を受けるには申請が必要です。

保険料の軽減

～2割軽減も申請不要に～

平成19年中の世帯の合計所得が下表の基準額より少ない世帯は、保険料のうち均等割額と平等割額の合計額が軽減される場合があります。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

なお、これまで「2割軽減」については世帯主の申請が必要でしたが、今年度からは「5割軽減」「7割軽減」と同じように、該当世帯に対して自動的に適用します。

保険料の減免

～制度を拡充しました～

災害・失業・低所得などにより、保険料を納めることが困難なとき、申請をすると保険料の所得割額が減免される場合があります。減免対象となる事由は左表のとおりです。

なお、今年度から減免対象を拡充しています。①社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することによりその被扶養者だった人が国民健康保険に加入する場合(国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人が対象。国民健康保険組合を除く)が対象。国民健康保険組合を除く)や②世帯の基準総所得金額に対して保険料負担が高い世帯も減免を受けることができるようになります。気軽に相談ください。

保険料の減免について	
保険料の減免が受けられる場合	申請に必要なもの
1 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき	消防署、警察署などが発行する被災程度の確認ができる証明書およびその他必要な書類
2 平成19年中の合計所得金額が1000万円以下(勤労所得あり)で、引き続き3カ月以上の失業または休廃業により生活が困難になったとき	次のうちのいずれか1点▷雇用保険受給資格者証▷廃業届(税務署提出の控え)▷地区民生委員の現在無職であることの状態確認書
3 平成19年中の合計所得金額が500万円以下で20年中の合計所得の見込み金額が、その半以下になるとき	平成20年中の所得の見込み金額を算出する根拠になるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
4 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯	—
5 1カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき	在所証明などの事実を証明するもの
6 <平成20年度から新設> 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することによりその被扶養者だった人が国民健康保険に加入する場合(国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人が対象。また、国民健康保険組合から加入する場合を除く)	次のうちのいずれか1点▷健康保険資格喪失証明書(被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者になったことが明記されているもの)▷旧被扶養者異動連絡票
7 <平成20年度から新設> 基準総所得金額の世帯合計の20%を超える保険料が賦課される世帯	—

(※1) 合計所得とは、各種所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください)

(※2) 上記1～6のうち複数に該当する場合は、最も減免額の多い事由を適用します

(※3) 上記7については他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用した後の金額に対して減免します

(※4) 減免が適用された場合、手続きをした翌月以降の納期で保険料が調整されます

保険料の軽減措置を受けるための世帯の合計所得額の基準

被保険者数※	軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人		33万円以下	—	68万円以下
2人		33万円以下	57万5000円以下	103万円以下
3人		33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人		33万円以下	106万5000円以下	173万円以下
5人		33万円以下	131万円以下	208万円以下
6人		33万円以下	155万5000円以下	243万円以下
7人		33万円以下	180万円以下	278万円以下
8人		33万円以下	204万5000円以下	313万円以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の所得および人数も含めます。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直しすることがあります

③ 保険料の納付について

○平成20年度保険料納付書10期分まとめて送付

平成19年度までは冊子形式の保険料納付書を年4回に分けて送付していましたが、20年度からは年度分(10期分)をまとめて6月に送付します。

なお、年度途中に保険料の更正があった場合は、手続きがあった翌月に新たな納付書を送ります。この場合、6月に送付します。

④ 申請により受けられる給付

西宮市国民健康保険では、市に申請することで受けられる給付などがあります。ここではその主なものを紹介します。

■高額療養費の支給

病気やけがで医療費が高額になり、限度額を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分を高額療養費として支給しています。

市は、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、高額療養費に該当した人がいる場合、その世帯主あ

た納付書は使用せず、新たに送付する納付書を使用してください。また、年度途中に新規加入する場合も手続きがあった翌月に納付書を送ります。

○必ず期限内に納付を

保険料を納期限後に納付した場合、金融機関などから市に納金されるまで相当の期間を要するため、行き違いにより督促状が届くことがあります。

○口座振替のご利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関に行く必要がなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付金が発生した場合、すべて口座への振込みににより還付しています。口座振替を利用していない場合、還

また、納付されない状態が続くと、本来の納期月から3カ月目に地区担当の職員が徴収にかかることがあります。皆さん、保険料の期限内納付にご協力をお願いします。



院の窓口で支払う一部負担金や自己負担限度額までになります。

同認定証の交付を受けるには国民健康保険グループへ申請をしてください。

■申請に必要なもの

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院するとき、保険証と「国民健康保険限度額認定証」を提示すると、病

市職員や厚生労働省職員を装った

不審な電話や訪問にご注意ください

ご注意ください

阪神間で還付金詐欺などの被害が出ています



市職員や厚生労働省職員を装った者による、保険料の詐欺被害が出ています。その手口は、電話で、医療費や保険料の還付があると説明し、巧みに銀行などのATMに誘導して、お金を振り込ませるものです。市が還付金などのためにATMの操作

を求めることは絶対にありません。また、保険料の回収を装って家庭を訪問し、お金をたまし取る事例も報告されています。市は団体などに保険料の回収を委託していません。市職員が訪問する際は、必ず名札を付け、身分証を携帯しています。皆さん、不審な電話や訪問があった場合は、納付する前に、まず国保収納グループまでお問い合わせください。

宅地分譲 (入札)

入札申込み期間
第2回入札申込み受付
(窓口受付のみ)
平成20年6月19日(木)まで

パンフレットの配布
西宮市役所、各支所
各市民サービスセンター
アクタ西宮ステーション
西宮市土地開発公社

※入札方式・最低売却価格等の詳細は、パンフレットをご覧ください。

「神戸・大阪」に
快適アクセス
緑豊かな自然と
良好な住環境

西宮市ホームページ
ビジネス西宮>入札・契約情報>宅地分譲へ
<http://www.nishi.or.jp>

西宮市土地開発公社
【時間】午前9時～午後5時30分 土・日・祝を除く
☎ 0798-34-7262